

借入金明細書
(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	用途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備資金借入金	大分銀行 森支店	桜町こども園	30,600,000		4,800,000	25,800,000 (4,800,000)		0.98	224,111		令和13年2月25日	園舎新築			
	大分銀行 森支店	七海保育園	29,000,000		6,000,000	23,000,000 (6,000,000)		0.8	180,376		令和9年3月25日	園舎新築			
	大分銀行 森支店	たかお第二保育園	39,200,000		4,800,000	34,400,000 (4,800,000)		0.7	256,298		令和12年5月25日	園舎新築			
	計		98,800,000	0	15,600,000	83,200,000 (15,600,000)	0		660,785	0					0
	合計		98,800,000	0	15,600,000	83,200,000 (15,600,000)	0		660,785	0					0

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合には、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自)令和4年4月1日(至)令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳	
					(拠)法人本部	
法人の役職員	経常	1	1,050,000	0	1,050,000	
区分小計		1	1,050,000	0	1,050,000	
合計		1	1,050,000	0	1,050,000	

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書
(自)令和4年4月1日(至)令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳				
						(拠)法人本部	(拠)たかおこども園	(拠)桜町こども園	(拠)七海保育園	(拠)たかお第二こども園
大分市 分園家賃補助金	保育事業	3,600,000		3,600,000			3,600,000			
大分市 処遇改善臨時特例事業補助金		10,913,748		10,913,748		3,635,820	2,296,680	2,772,048	2,209,200	
大分市 運営補助金		5,420,000		5,420,000		1,970,000	1,350,000	775,000	1,325,000	
大分市 延長保育補助金		1,200,000	727,500	1,927,500		663,900	442,200	475,800	345,600	
大分市 運営補助金調理加配		1,109,460		1,109,460		40,340				
大分市 園児賠償保険補助金		112,340		112,340				26,120	19,760	26,120
大分市 幼稚園型一時預かり(1号延長預かり)補助金		1,051,350	1,962,200	3,013,550		1,174,200	1,169,550		669,800	
大分市 給食材料高騰対策補助金		2,106,000		2,106,000		792,000	481,500	301,500	531,000	
大分市 一般型一時預かり補助金		2,902,150		2,902,150			2,902,150			
大分市 新型コロナウイルス感染症対策補助金		1,844,350	155,650	2,000,000		500,000	500,000	500,000	500,000	
大分市 防災研修受講補助金		2,500		2,500			2,500			
区分小計			30,261,898	2,845,350	33,107,248	0	0	13,485,720	9,170,700	4,844,108
	その他事業									
区分小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		30,261,898	2,845,350	33,107,248	0	0	13,485,720	9,170,700	4,844,108	5,606,720

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
 (自)令和4年4月1日(至)令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
収益事業	社会福祉事業	運用収入	64,400	運営費

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
法人本部	たかおこども園	運用収入	70,180	
たかおこども園	法人本部	運用収入	593,500	
桜町こども園	法人本部	運用収入	582,500	
七海保育園	法人本部	運用収入	582,500	
たかお第二こども園	法人本部	運用収入	593,500	

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書

令和5年3月31日現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期	たかおこども園	桜町こども園	1,693,263	
	たかおこども園	七海保育園	1,044,099	
	たかおこども園	たかお第二こども園	1,815,145	
	小計		4,552,507	
長期				
	小計		0	
	合計		4,552,507	

基本金明細書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 明治福祉会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳	
		(抛)たかおこども園	
前年度末残高	22,718,190	22,718,190	
第一号基本金	22,718,190	22,718,190	
第二号基本金	0		
第三号基本金	0		
第一号基本金			
当期組入額			
計	0	0	
当期取崩額	0	0	
計	0	0	
第二号基本金			
当期組入額			
計	0	0	
当期取崩額	0	0	
計	0	0	
第三号基本金			
当期組入額			
計	0	0	
当期取崩額	0	0	
計	0	0	
当期末残高	22,718,190	22,718,190	
第一号基本金	22,718,190	22,718,190	
第二号基本金	0		
第三号基本金	0		

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。
 ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。
 ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。